

# 社会貢献事業報告書

## 令和3年度



社会福祉法人サン・ビジョン  
社会貢献事業推進委員会



# はじめに

社会福祉法人は、「社会福祉法」に基づき、社会福祉事業を行うことを目的に設立される法人です。高齢者、児童、障がい者など、多様な生活課題を有する方の生活を支えています。

社会福祉法人サン・ビジョンは、社会福祉事業や福祉サービスの充実・向上に努めるだけでなく、“社会福祉法人の責務”として平成28年から「地域における公益的な取組」を開始しています。現在「生活困窮者相談支援事業」「就労支援事業」「子ども食堂」を主なものとして活動しています。

「生活困窮者相談支援事業」は、相談支援のほかに、経済的援助「原則ひとり1回限り10万円を限度とし支給する（現物給付）」をケースによって行っています。「支給することができる点が強みであり、この支援ツールは公的機関にはないものです。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症継続・拡大により、失業や収入減少などの生活困窮や孤立といった課題がますます表面化され、社会福祉法人サン・ビジョンの「生活困窮者相談支援事業」においても相談件数が大きく増えました。迅速かつ適切な相談支援とネットワークを活かし「本人の自立」に向けて取り組みを行っています。

「就労支援事業」は、働くことに何らかの困難がある方に向けた就労支援を行う事業です。対象となる方は年齢を問わず、社会福祉法人サン・ビジョンへ何らかの興味・関心のある方を対象としています。最近では、障害者手帳を持っている方、特に精神障害者の就労支援が増えていますが、障害認定の有無とは関係なく一般就労では難しい何らかの課題を抱えている方の受け入れも行っています。当法人に就職をしていただければ一番良いですが、見学・体験を通じて自信を付け他の業種や企業に就職を決めた方もいらっしゃいます。本人にとって半歩でも進むきっかけになればと思いながら支援をしています。

「子ども食堂」は平成30年度から「サンサン子ども食堂“なかよし”」と称して月に1回程度開催しています。令和2年度からは新型コロナ禍の為、当初の予定がキャンセルになり、フードパントリー（食糧配布）と通常開催を使い分ける形を取りました。令和3年度も新型コロナ禍の為、引き続きお弁当を作り配る形での開催が主となりました。一同に会しての食事はできませんが、気軽に参加できるので毎回60名の子どもたちが参加してくれるようになりました。

本事業は7年目を迎えました。「社会貢献事業」を支えているのは、行政を始めとした関係機関の方々、当法人の施設長・従業員の方々です。ここに深く感謝申し上げます。

今後も、支援体制の構築をすすめていき、地域の方々とともに、地域社会の変化や複雑・多様化する生活課題に対応し、社会福祉法人としての役割を果たしていきます。

社会福祉法人サン・ビジョン

社会貢献事業推進委員会

# もくじ

■生活困窮者相談支援事業実績	03
■生活困窮者相談支援事業事例	05
■体験型就労支援事業実績	11
■体験型就労支援事業事例	13
■子ども食堂実績	19
■事業報告	20
■社会貢献事業推進室委員会だより	22

## 社会福祉法人サン・ビジョン社会貢献事業推進室 HP

●事業概要 ●社会貢献事業の活用方法について など掲載

<https://sun-vision.or.jp/regional/community/>

サン・ビジョン 社会貢献

検索

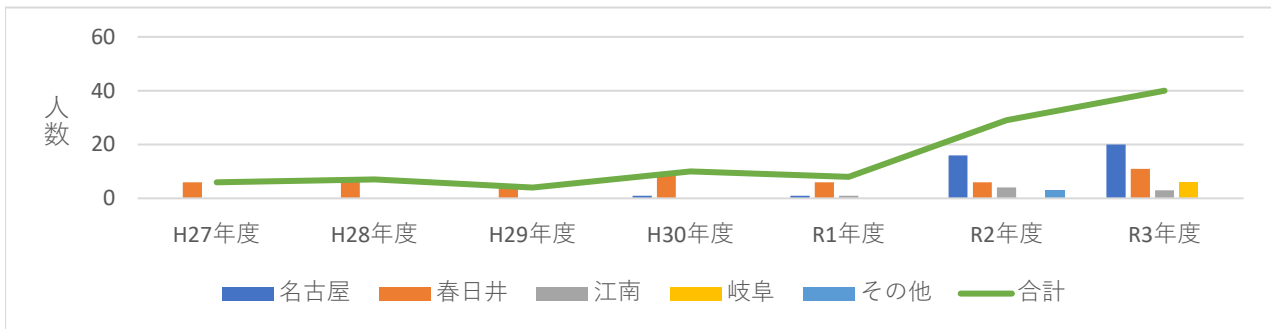


# 生活困窮者相談支援事業実績 平成27年度～令和3年度

この事業は、制度の狭間で必要な支援を受けることができない方に対して、相談支援活動を行うとともに必要に応じて経済的援助(原則、ひとり1回限り10万円を限度とする現物給付)を行い、その方の安定した生活と自立支援をすることを目的としています。

## 1 【新規】相談件数の推移、居住地

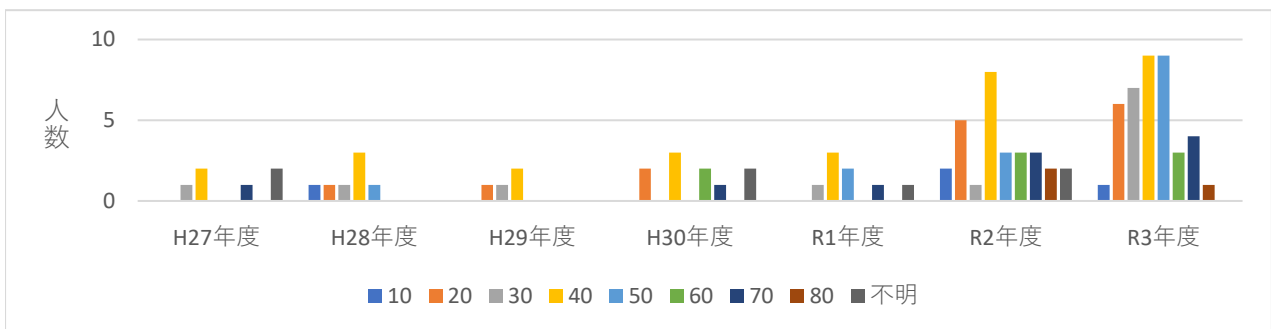
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
名古屋	0	0	0	1	1	16	20
春日井	6	7	4	9	6	6	11
江南	0	0	0	0	1	4	3
岐阜	0	0	0	0	0	0	6
その他	0	0	0	0	0	3	0
合計	6	7	4	10	8	29	40



相談支援事業は法人の施設のある市町村にて実施をしています。人口の加減もあり、名古屋での相談が半数を占めています。R3年度の相談件数は前年度比で約140%増。新型コロナ禍対策に伴う緊急小口資金や総合支援資金等の他制度を利用できないといった内容の相談が増えています。

## 2 【新規】相談者の年齢

年代	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
10	0	1	0	0	0	2	1
20	0	1	1	2	0	5	6
30	1	1	1	0	1	1	7
40	2	3	2	3	3	8	9
50	0	1	0	0	2	3	9
60	0	0	0	2	0	3	3
70	1	0	0	1	1	3	4
80	0	0	0	0	0	2	1
不明	2	0	0	2	1	2	0
合計	6	7	4	10	8	29	40



相談のあった世帯の主な対象者の年齢は40代、50代で全体の約半数を占めています。一方、高齢の70代以上は約12%。働くことができる10代～60代までが大半を占めている状況。何らかの事情があって働けない、働いていても収入が少ない世帯からの相談が多くなっています。

### 3 【新規】相談経路(関係機関の内訳)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
生活困窮自立相談支援機関	6	6	4	3	7	4	20
生活保護窓口	0	0	0	1	0	0	0
他行政窓口	0	1	0	4	0	2	3
包括	0	0	0	1	1	4	3
医療機関	0	0	0	0	0	1	1
福祉施設	0	0	0	0	0	1	0
スクールソーシャルワーカー	0	0	0	1	1	8	6
子ども若者サポートステーション	0	0	0	0	0	3	2
障害就業・生活支援センター	0	0	0	0	0	2	1
リンクサポート	0	0	0	0	0	2	0
その他	0	0	0	1	1	2	4
合計	6	7	4	11	10	29	40

相談の紹介経路については、「生活困窮者自立相談支援機関」からの依頼が50%と最も多くなっている。生活困窮者自立相談支援機関までたどり着かないケースを行政窓口（母子、子ども等）が抱えている可能性もあるので連携をより進めていく。

### 4 【新規】相談の内容

相談内容	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
収入・生活費のこと	3	19	5	3	18	52	67
仕事探し・就職のこと	0	1	0	0	0	18	32
住まいについて	5	5	1	6	1	25	13
病気や健康・障がいのこと	9	3	1	3	3	17	39
家賃やローンの支払いのこと	0	0	1	0	0	10	36
税金や公共料金の支払いについて	1	0	2	0	0	9	28
債務について	0	3	1	0	0	27	27
食べるものがない	3	5	10	2	2	42	71
子育てのこと	0	0	0	26	3	8	8
仕事上の不安やトラブル	3	17	2	21	16	2	9
DV・虐待	0	2	0	1	0	0	2
引きこもり・不登校	0	0	0	0	0	0	1
その他	3	0	7	1	0	4	26
合計	27	55	30	63	43	214	359

相談内容の特徴については、「食べるものがない（71件）」「収入・生活費（67件）」の順に多くなっています。R2年度との比較では、「税金や公共料金」「家賃やローンの支払い」が約3倍と大きく増えています。

### 5 経済的支援(現物給付)実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
回数	1	4	3	1	1	6	9
総額	86,410円	57,209円	45,150円	9,167円	80,048円	194,270円	228,768円

※経済的支援による支援だけでなく、関係団体等から寄付・提供いただいた食品（米、お惣菜、缶詰等）も活用しています。令和3年度は延べ44件の食料支援を行っています。

### 6 経済的支援の内訳(重複があるので、支援実績とは必ずしも一致しません)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
食材費	0	1	3	1	1	4	2
光熱費	0	1	2	0	1	2	3
日用品費	0	2	1	0	0	1	1
成年後見申し立て費用	0	0	0	0	0	0	0
住居関係費	1	0	1	0	0	1	2
電話代	0	0	0	0	0	1	3
医療費	0	0	0	0	1	1	2
交通費	1	0	0	0	0	1	2
その他	0	1	0	0	1	0	0
合計	2	5	7	1	4	11	15

経済的援助の内容では、突出した項目はありません。が、困窮すると「携帯電話料金」「光熱水費」を滞納する方が少なくないです。今や通信手段も欠かせないライフラインに等しいので、自立を目指すためにも柔軟な支援を行うよう心がけています。

事例NO.1		夫が急逝した3歳の子どもを持つ母親	
対象者		紹介経路	家族関連図
性別	女性	名古屋子ども・若者総合相談センター	
年代	30代	地域 名古屋市	
相談内容	<p>【R3年4月2日 名古屋子ども・若者総合相談センターからの紹介】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人はR3年2月に夫が急死した3歳の子どもがいる母親。夫の保険金の受け取りは夫両親の為、本人は受給できず（夫両親と妻は不仲）</li> <li>・貯金はなし。遺族年金は6月から約11万円受給予定。家賃は月約8万円。</li> </ul>		
対応	<p>【R3年4月12日 自宅を訪問し、状況を確認する】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋子ども・若者総合相談センター職員と自宅を訪問。夫が急逝したにもかかわらず冷静に現状を話される。</li> <li>・貯金はないと聞いていたが約20万円あり。夫の保険金の受取りが本人でないことに不満あり。⇒所持金が20万円あるので現時点での支援は難しく、金額が減少すれば再度検討できると伝える。保険金の受取に関しては、弁護士を紹介し相談していくことに。</li> </ul> <p>【R3年5月12日 自宅を訪問し再度状況確認。経済的支援を検討することに】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点での残高は約5万。「5/20までに家賃の支払いがないと退去」と警告されている。子どもは父親がなくなったショックから赤ちゃん返りをしている。</li> <li>・新型コロナによる困窮ではないので緊急小口資金・総合支援資金貸付の対象にならず。過去2年間の就労実績がないので住居確保給付金も対象にならず。⇒「制度の狭間」にあると判断し、滞納家賃の支払いと日用品購入の経済的支援を行うことに。</li> </ul> <p>【R3年5月19日 家賃、日用品購入の経済的支援合計約9万円を実施】</p> <p>【R3年7月16日 夫の遺族年金受給を確認】</p> <p>R3年6月から夫の遺族年金受給を開始。本人「生活は苦しいながらもなんとかやれています」</p>		
社会資源の活用	遺族年金		
経済的援助	家賃（77,550円） 日用品費（12,357円）		
連携機関	名古屋子ども・若者総合相談センター、名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山		

事例NO.2		電話料金滞納により緊急通報装置が停止する单身男性	
対象者		紹介経路	家族関連図
性別	男性	春日井市地域包括支援センター	
		地域	
年代	70代	春日井市	
相談内容	<p>【R3年5月10日 春日井市地域包括支援センターからの紹介】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金は2か月で約25万円あるが、お金を計画的に使うことが苦手。過去には日常生活自立支援事業を利用したが、思うようにならないと本人が利用を中断。</li> <li>・現在、消費者金融・近所の友人に負債あり。市役所の弁当代3か月、NTT固定電話回線3か月分、R3年2月分の電気料金、家賃を滞納している。</li> <li>・要支援2の認定。金銭が不足していると家族に支援を依頼したが、関与を拒否。現在介護保険サービスは未利用。包括がフォローしている。</li> </ul>		
対応	<p>【R3年5月20日 自宅を訪問し、状況を確認する】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春日井市地域包括支援センター職員と自宅を訪問。固定電話料金を滞納しているため、緊急通報装置が使用できない状態。</li> <li>・本人、てんかんの既往あり。緊急通報装置を利用し救急搬送を何度かされている。</li> </ul> <p>⇒本人、携帯電話を所持しておらず緊急通報装置がないと生命の危険があると判断。</p> <p>【R3年5月28日 滞納していた固定電話料金の経済的支援を実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春日井市地域包括支援センター職員と滞納している固定電話料金の経済的援助を実施。緊急通報装置の使用が再開されたことを確認。</li> </ul> <p>【R3年6月15日 成年後見制度の利用を検討していく】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振り返りのカンファレンスを春日井市地域包括支援センターと実施。</li> <li>・年金は少額ではなく、金銭管理がきちんとできれば生活の改善が期待できることを共有。本人には成年後見制度の利用を包括支援センターから干渉していくこととした。</li> </ul>		
社会資源の活用	成年後見制度（補助）		
経済的援助	電話料金（10,220円）		
連携機関	春日井市地域包括支援センター		

事例NO.3		精神的な不調により退職したが、所持金不足により病院未受診	
対象者		紹介経路	家族関連図
性別	女性	岐阜生活・就労サポートセンター	
		地域	
年代	50代	岐阜市	
相談内容	<p>【R3年6月7日 岐阜生活・就労サポートセンターからの紹介】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯。パートで月12万円ほどの収入を得てなんとか生活されてきたが、精神的な不調により仕事に徐々に行けなくなり、R3年5月は全く行くことができず、今月の収入はまったくない。所持金は1000円。メンタル系の病院に通いたいが、受診費用もない状態。生活保護申請も視野に入れて検討中。</li> </ul>		
対応	<p>【R3年6月17日 自宅を訪問し、状況を確認する】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜生活・就労サポートセンター職員と自宅を訪問。現在の残高は7,440円。5/21から精神的な不調により休職。6/21に傷病手当受給を目的に心療内科受診予定。</li> <li>・生活保護は娘・娘婿に知られたくないと受給を望んでいない。傷病手当は受給できても、1か月後となる。6～7月の生活費が不足している状態。</li> </ul> <p>⇒傷病手当受給申請を補助するために、6/21の心療内科に受診同席。受診費用を経済的支援することとする。</p> <p>【R3年6月28日 病院の受診費用を経済的支援実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心療内科受診に岐阜生活・就労サポートセンター職員とともに同席。</li> <li>・診察では、本人は時折頭痛があること、夜が眠れないことなどの話をされる。現在の状態で就労は困難と指示がある。</li> <li>・受診費用、内服費用の経済的援助を行う。</li> </ul> <p>【R3年6月29日 生活保護受給を申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨日、受診後に本人と岐阜生活・就労サポートセンター職員が面談。本人、受診し就労が困難と診断されたことで生活保護の受給を決断される。</li> <li>・本日、生活保護係に申請し受理。後日、生活保護開始となる</li> </ul>		
社会資源の活用	生活保護		
経済的援助	病院受診、内服代（8,590円）		
連携機関	岐阜生活・就労サポートセンター、岐阜市役所生活保護		



事例NO.4		自営業が破産し、職業訓練に通う女性	
対象者		紹介経路	家族関連図
性別	女性	名古屋仕事・暮らし自立サポートセンター	
		地域	
年代	50代	名古屋市	
相談内容	<p>【R3年7月30日 名古屋仕事・暮らし自立サポートセンターからの紹介】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者は、52歳女性。単身世帯。8/3から簿記の職業訓練校に通う予定。現金少なく、収入としては職業訓練の給付金（月額10万円）で生計を立てる予定。電卓、通学における交通費（定期）の経済的援助が可能かの問い合わせ。</li> <li>・これまで兄夫婦の自営業の手伝いをしてきたが、破産。給料もらえず、一緒に生活していた家も追い出されて単身で暮らしている</li> </ul>		
対応	<p>【R3年8月5日 本人と名古屋仕事・暮らし自立サポートセンター職員が来所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R1年5月に勤務していた兄夫婦の自営業が廃業。その借金返済の為、本人の貯金も全部使われる。それがストレスになり、身体、精神不調に。困窮を理由に精神科への受診はしていない。</li> <li>・R3年8月から職業訓練開始。給付金がもらえる予定の9/17までの生活が困窮。現在の所持金は約3万円。定期の写しを提出する必要があるが、それを払うと生活費がほとんど残らない。</li> <li>・面談時、何度か感情失禁をされる。精神的な疲弊が伺える。</li> </ul> <p>【R3年8月11日 自宅を訪問。食料を届ける。制度の可否を確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険は滞納なく支払っている。国民年金は支払い猶予申請済み。失業給付は就労時に雇用保険未加入であったため、未受給。生活保護は、職業訓練給付予定であることから申請はしていない。</li> </ul> <p>【R3年8月24日 定期券の経済的支援を実施】</p> <p>【R3年9月3日 食料を届ける】</p> <p>【R3年9月16日 病院受診に同行】</p> <p>軽度のうつ病と診断され、内服が処方される。 これ以降は名古屋仕事・暮らし自立サポートセンターが就労準備支援をしていくことに。</p>		
社会資源の活用	職業訓練受講給付金、自立支援医療（精神通院医療）制度		
経済的援助	定期券、病院受診、内服代（12,010円）		
連携機関	名古屋仕事・暮らし自立サポートセンター		

事例NO.5		光熱費滞納が重なっている母子家庭	
対象者		紹介経路	家族関連図
性別	女性	就労移行支援事業所	
年代	30代	地域	
		春日井市	
相談内容	<p>【R3年9月16日 就労移行支援事業所からの紹介】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象世帯は、母子家庭（30代女性、小学2年生）。R3年2月から就労をしておらず、滞納により携帯電話代・ガス代が止められている。学校給食のお金も払うことができていない。家賃2ヵ月滞納もあり。市役所に相談にいったがきついことを言われ対応してもらえなかったと本人。</li> <li>9/23までに支払いがないと、電気が止まる予定。</li> <li>電話は料金滞納により、通話ができないのでアプリを使用して連絡をとっている。</li> </ul>		
対応	<p>【R3年9月24日 自宅を訪問。電気料金の経済的支援を実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が対応。実際に電気が止まっているかどうか確認する為に何度か入室を求めるが「子どもが学校を休んでいる、部屋が片付いていない」ことを理由に入室は拒否される。</li> <li>⇒経済的支援をする為には現状を正確に確認する為、訪宅を条件としている。しかし、             <ol style="list-style-type: none"> <li>①R3年2月からガスは既に停止し本人に匂いがあること</li> <li>②子どもへの影響が大きい</li> <li>③ここで制度につながらないと更なる困窮に陥ることが予想される</li> </ol> </li> <li>以上を理由に滞納分の電気料金の経済的支援を実施。</li> <li>⇒あわせて生活保護の説明を行い、「社会貢献事業推進室職員が同席してくれるなら」と生活保護の申請を了承される。</li> </ul> <p>【R3年9月25日 生活保護申請に同行する】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会貢献事業推進室職員から生活保護担当者に現状を説明。</li> <li>家賃が生活保護の基準額を超過している、滞納がある等の課題はあるが、現在の生活が困窮していることを鑑みて生活保護の申請が受理される。</li> </ul> <p>【R3年10月10日 生活保護受給開始となる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給開始となったことを確認。今後のフォローは生活保護にて行う。</li> </ul>		
社会資源の活用	生活保護制度		
経済的援助	電気代（26,942円）		
連携機関	就労移行支援事業所、生活保護制度		

事例NO.6		携帯電話料金滞納した知的障害が疑われる女性	
対象者		紹介経路	家族関連図
性別	女性	名古屋仕事・暮らし自立サポートセンター	
		地域	
年代	50代	名古屋市	
相談内容	<p>【R4年1月31日 名古屋仕事・暮らし自立サポートセンターからの紹介】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者は知的障害が疑われる54歳女性。発語が不明瞭でかなり聞き取りにくい。就職活動をしているが、携帯電話料金が未納の為連絡を取ることができない状況</li> </ul>		
対応	<p>【R4年2月1日 自宅を訪問。就職活動するが、電話がなくうまくいっていない】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R3年3月以降退職後貯金を切り崩す生活。所持金は数百円。食事は友人からおにぎりを持って来てもらう、フードバンクの支援が中心。就職活動を行うが、携帯電話料金が未納のため不通で連絡先がない状態。連絡先がない事を理由に求人票が発行してもらえていない。</li> <li>・本人、発語が不明瞭で言っていることの半分程度しか分からない。また、会話の受け答えもうまくできない状態。知的障害が疑われる。</li> <li>・夫はフィリピン国籍。2年前に帰国している。本人の希望で離婚はしていない。</li> </ul> <p>⇒自立を目指すためには就職活動が必要と判断。携帯電話の経済的支援を検討することを本人に伝える。</p> <p>【R4年2月4日 携帯電話料金滞納分を経済的支援する】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人と一緒に携帯電話ショップに行き、滞納分の支払いを行う。</li> </ul> <p>【R4年2月8日 名古屋仕事・暮らし自立サポートセンターと今後の支援方針を確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話が使えるようになったので、就職活動を再開。次の就労が決まるまでは、名古屋仕事・暮らし自立サポートセンターにてフォローしていただくことを確認。</li> </ul>		
社会資源の活用			
経済的援助	携帯電話料金（15,751円）		
連携機関	名古屋仕事・暮らし自立サポートセンター		

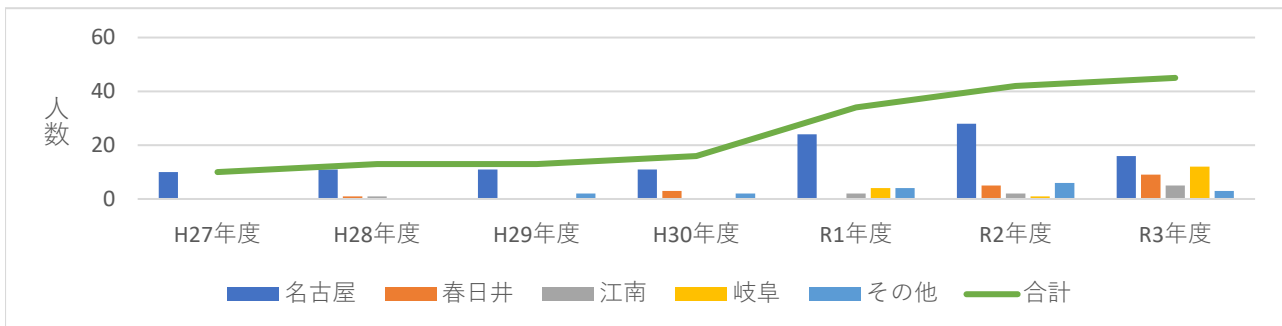
## 体験型就労支援事業実績 平成27年度～令和3年度

この事業は、就労に関して課題や不安を抱えておられる方に体験型の就労支援を行うことで、その方自身の経済的な自立に資することをはじめ、社会参加や知己・技能の習得の機会の提供、また地域社会の活性化となることを目的としています。

事業所・施設と協力し、職場体験や支援付きの就労を経て、就労定着までの継続支援をいたします。

### 1 【新規】相談件数の推移、居住地

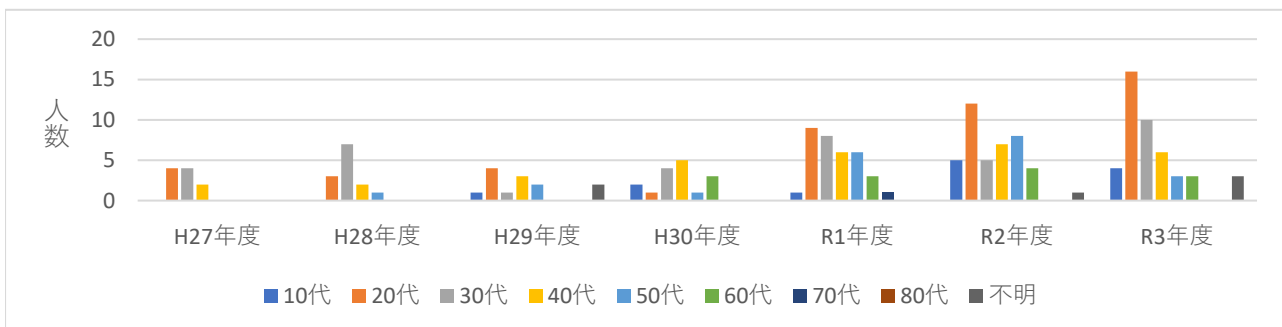
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
名古屋	10	11	11	11	24	28	16
春日井	0	1	0	3	0	5	9
江南	0	1	0	0	2	2	5
岐阜	0	0	0	0	4	1	12
その他	0	0	2	2	4	6	3
合計	10	13	13	16	34	42	45



R3年度の特徴としては、岐阜の相談件数が大きく伸びた。ジョイフル岐阜駅だけでなく、新那加、各務原にも依頼がありました。一方、名古屋は、施設によっては障害者雇用や介護補助が定員に達していることもあり減少しています。

### 2 【新規】相談者の年齢

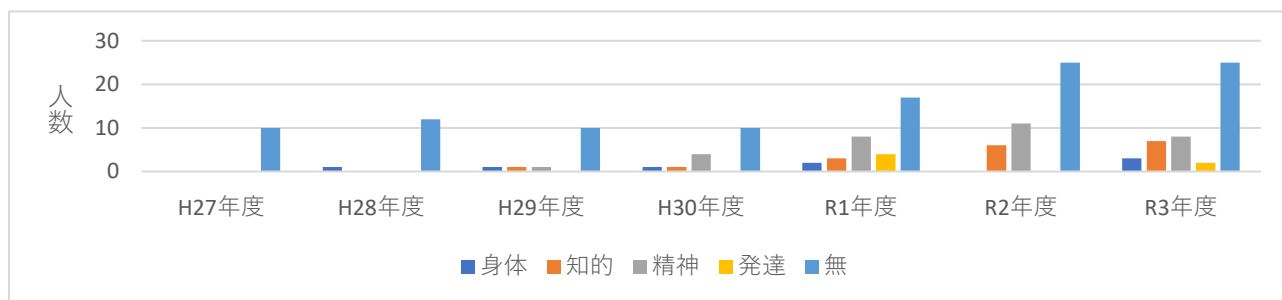
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
10代	0	0	1	2	1	5	4
20代	4	3	4	1	9	12	16
30代	4	7	1	4	8	5	10
40代	2	2	3	5	6	7	6
50代	0	1	2	1	6	8	3
60代	0	0	0	3	3	4	3
70代	0	0	0	0	1	0	0
80代	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	2	0	0	1	3
合計	10	13	13	16	34	42	45



R3年度は、20代（16件）30代（10件）の合計が全体の半数を超える結果でした。20代、30代ともに前年度より大きく上昇しています。若者は就労機会が多いと考えていたが、結果は逆でした。

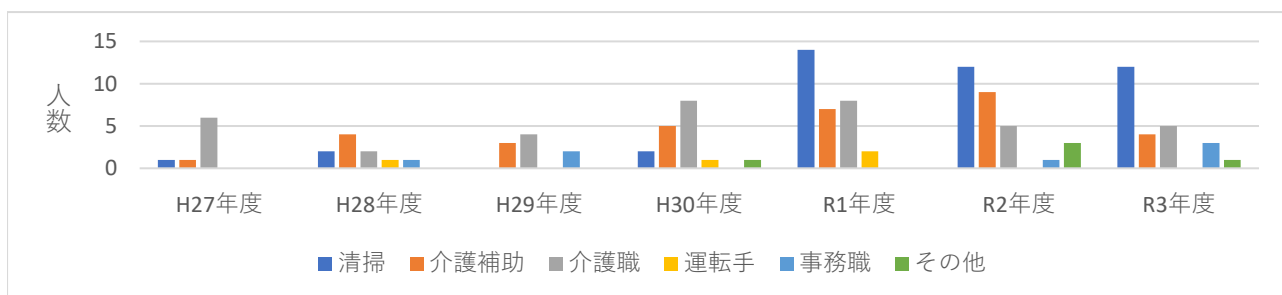
### 3 【新規】相談者の障害属性

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
身体	0	1	1	1	2	0	3
知的	0	0	1	1	3	6	7
精神	0	0	1	4	8	11	8
発達	0	0	0	0	4	0	2
無	10	12	10	10	17	25	25
合計	10	13	13	16	34	42	45



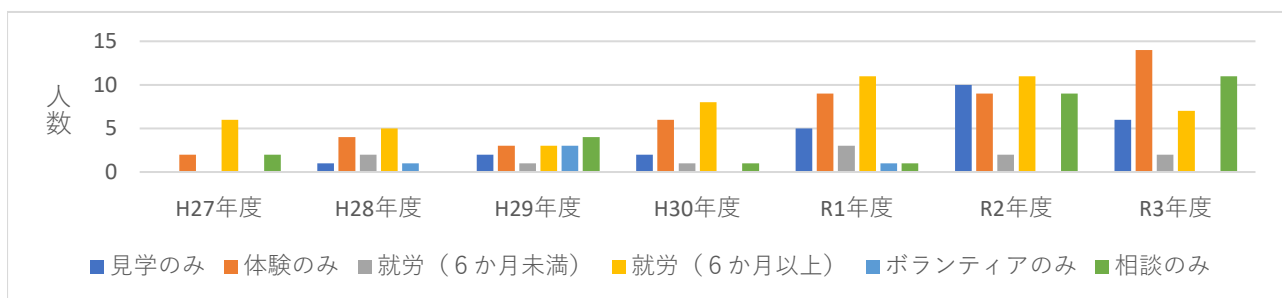
### 4 【新規】相談者の希望職種(見学のみ等の理由により新規相談者の数とは不一致)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
清掃	1	2	0	2	14	12	12
介護補助	1	4	3	5	7	9	4
介護職	6	2	4	8	8	5	5
運転手	0	1	0	1	2	0	0
事務職	0	1	2	0	0	1	3
その他	0	0	0	1	0	3	1
合計	8	10	9	17	31	30	25

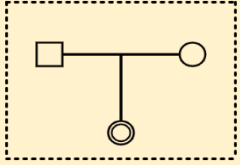


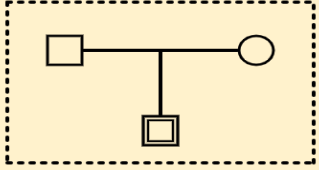
### 5 【新規】相談者の定着状況(年度をまたぐ等の理由により新規相談者の数とは不一致)

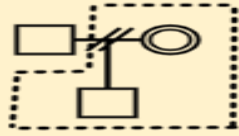
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
見学のみ	0	1	2	2	5	10	6
体験のみ	2	4	3	6	9	9	14
就労(6か月未満)	0	2	1	1	3	2	2
就労(6か月以上)	6	5	3	8	11	11	7
ボランティアのみ	0	1	3	0	1	0	0
相談のみ	2	0	4	1	1	9	11
合計	10	13	16	18	30	41	40



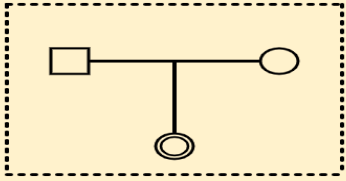
- ・障害者の受け入れだけでなく、障害のない方の受け入れも行っています。働くことに悩みを感じている方に対しては、それぞれに応じた配慮・支援を行っています。
- ・希望する職種は「清掃」「介護補助」「介護職」が中心です。
- ・見学・体験で終わるのではなく、就労に結びつけ、定着率を高めることが現状の課題です。

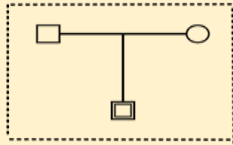
事例NO.1		自信をつけて正社員を目指す	
対象者		紹介経路	家族関係図
性別	女性	若者サポートステーション	
年代	20代		
受け入れエリア	名古屋	職種・仕事内容	介護職
就労開始時の勤務時間	週4日 8時間勤務	目標	正社員
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校中退も、通信制で高卒資格を取得。</li> <li>・自己肯定感が低く、過剰に人の目が気になる。</li> <li>・服装や髪型も自分のしたいようにするのではなく、人からどう見られるかを過剰に気にしてしまう。</li> <li>・そのため、今までは短期のバイトや人との接触が少ない製造業を中心に勤務される。</li> </ul>		
就労支援担当者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験同行</li> <li>・定期面談</li> </ul>		
支援経過	<p>【R3.7.8～7.14の間 4日間体験実施】 サンサンリゾート新栄にて体験実施。</p> <p>【R3.7.28～7/29 2日間体験実施】 JF千種での体験実施。</p> <p>【R3.9.17 体験実施】 GF上前津での体験実施。</p> <p>【R3.10.7 仮採用として、就労開始】 仮採用として上記日程より就労開始。</p> <p>【R3.10.12 本採用となる】 本採用となる。日勤9:00～18:00 遅番12:00～21:00のいずれかの週4日勤務。</p> <p>【R3.12.17 定期面談実施】 順調に就労できている。本人から将来的に正社員を目指しているとの話がある。</p>		

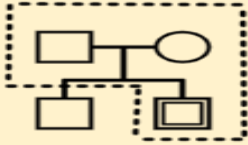
事例NO.2		福祉的就労から一般就労へ	
対象者		紹介経路	家族関係図
性別	男性	障害者・就業生活支援センター	
年代	20代		
受け入れエリア	江南	職種・仕事内容	館内清掃
就労開始時の勤務時間	週5日、4時間勤務	目標	就労定着
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害（自閉症スペクトラム症）があり、精神障害者保健福祉手帳2級を所有。</li> <li>就労継続支援A型事業所にて、3～4年勤務。</li> <li>ステップアップのために、一般企業での障害者枠での就労を検討。当法人での見学に至る。</li> </ul>		
就労支援担当者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>体験同行</li> <li>定期面談</li> </ul>		
支援経過	<p>【R3.5.25見学実施】 施設見学実施。</p> <p>【R3.6.15～6/23 5日間体験実施】 5日間の体験実施。体験初日と4日目、最終日に体験同行する。体験当初より大きい声で利用者様に対して挨拶ができるようになる。業務遂行も丁寧にを行うことができる。</p> <p>【R3.6.23 体験振り返り実施】 体験最終日に振り返りの面談を実施。本人から採用面接に進みたい意向の申し出がある。業務遂行ができていたことを伝え、改善点として、職員からの指示への返答と、完了報告を促す。</p> <p>【R3.7.6採用面接実施】 採用面接実施。採用となる。</p> <p>【R3.7.13勤務開始】 就労開始。</p> <p>【R3.11.16面談実施】 定期面談を実施。順調に就労継続できている。「体力もついた」と本人談。</p>		

事例NO.3		清掃業務から介護職を目指す	
対象者		紹介経路	家族関係図
性別	女性	生活困窮者支援窓口	
年代	30代		
受け入れエリア	名古屋	職種・仕事内容	清掃業務
就労開始時の勤務時間	週3日、2時間30分勤務	目標	介護職
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子世帯で、生活保護受給中。</li> <li>・デリケートで周りの目を気にしてしまうところがあるが、改善されてきたため、仕事を探している。現在は、病院受診はなし。（受診するほどでもないとのこと）</li> <li>・新しい環境に慣れるまで時間がかかる。</li> <li>・過敏性腸症候群の持病がある。</li> </ul>		
就労支援担当者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験同行</li> <li>・定期面談</li> </ul>		
支援経過	<p>【R3.8.13 施設見学実施】 施設見学実施。</p> <p>【R3.8.16 職場体験実施】 体験実施。振り返りでは、本人から「楽しかった」との感想あり。採用面接に関しては「緊張してしまう」と話すも前向きな様子。</p> <p>【R3.9.14 採用面接実施】 採用面接の結果、採用となる。2週間の仮採用期間を設けることとなる。</p> <p>【R3.9.27 仮採用として就労開始】 ワクチン接種で休んだ以外は、休まずしっかりと業務の遂行ができる。</p> <p>【R3.11.1 本採用開始】 本採用として勤務開始。</p> <p>【R3.12.20 定期面談実施】 週3日、6時間の勤務時間に時間を延ばすことができている。将来的に介護職への職種変更を希望。少しずつ業務内容の幅を広げていくことに。</p>		



事例NO.4		自信をつけて、施設見学時とは別人に	
対象者		紹介経路	家族関係図
性別	女性	障害者就業・生活支援センター	
年代	30代		
受け入れエリア	春日井	職種・仕事内容	清掃業務
就労開始時の勤務時間	週5日、6時間勤務	目標	就労定着
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽度の知的障害であるが、障害者職業センターにて職業重度の判定を受けている。</li> <li>指示されたことは理解すればできるが、スケジュールの組み立てを本人自身ですることは難しい障害特性がある。</li> </ul>		
就労支援担当者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>体験同行</li> <li>定期面談</li> </ul>		
支援経過	<p>【R3.10.11 見学実施】 施設見学実施。</p> <p>【R3.11.8～11.12 体験実施】 体験初日に同行支援実施。12日の振り返り面談後では、慣れて表情が和らぐ印象も。</p> <p>【R3.12.7採用面接実施】 採用となる。</p> <p>【R4.1.17 就労開始】 週5日、6時間の勤務時間で、就労開始。就労開始日には、道具の場所が分からず混乱する様子もあり。</p> <p>【R4.2.8 定期面談実施】 定期面談実施。新型コロナウイルスの影響で業務内容の変更などあったが、職場での人間関係良好であり、業務遂行も問題なくできている。笑顔で冗談を言うなどの様子もあり、心身共に良好な状態に感じられる。</p>		

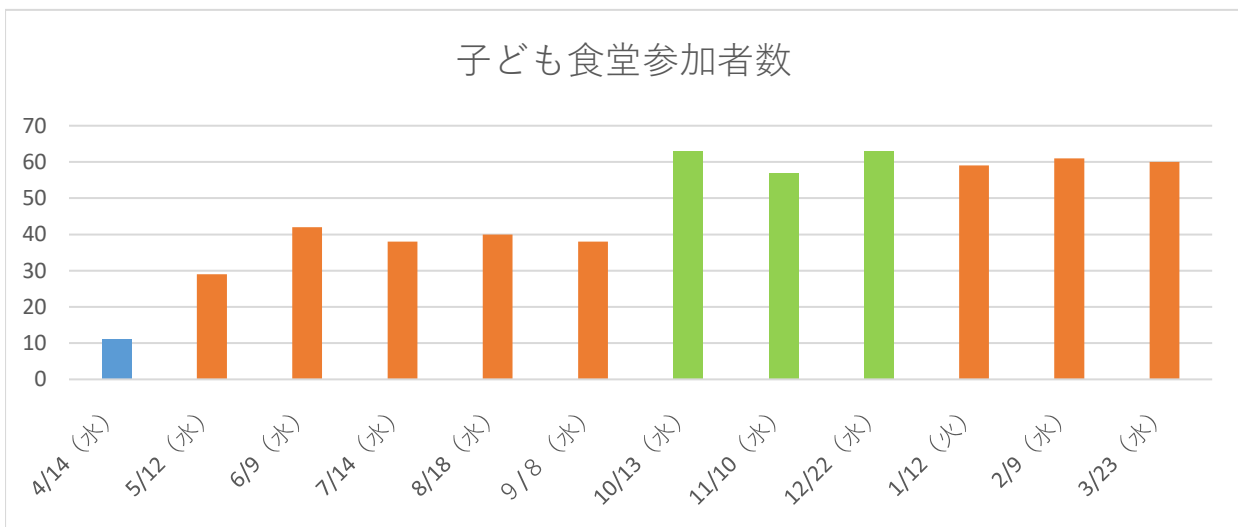
事例NO.5		長く続けたいという思いを持って働く	
対象者		紹介経路	家族関係図
性別	男性	障害者就業・生活支援センター	
年代	40代		
受け入れエリア	江南	職種・仕事内容	清掃業務
就労開始時の勤務時間	週5日、4時間勤務	目標	就労定着
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「てんかん」があり、精神障害者保健福祉手帳2級と療育手帳C判定を所有。</li> <li>・店舗での清掃業務に従事するも、客の怒鳴り声で精神的に不安定となり退職。</li> </ul>		
就労支援担当者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期面談</li> </ul>		
支援経過	<p>【R3.12.27 施設見学】 施設見学実施。</p> <p>【R4.1.25～1.27 3日間体験実施】 体験実施。問題なく業務遂行することができる。</p> <p>【R4.2.18 採用面接実施】 採用面接実施。採用となる。R4.4.1から就労開始予定。定期面談をしてフォローをしていく予定。</p>		

事例NO.6		経済的に両親を支えるために勤務時間を延ばす	
対象者		紹介経路	家族関係図
性別	男性	障害者就業・生活支援センター	
年代	40代		
受け入れエリア	岐阜	職種・仕事内容	清掃業務
就労開始時の勤務時間	週5日、4時間勤務	目標	勤務時間を延ばす
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽度の知的障害がある。</li> <li>・別の会社で軽作業をしていたが、新型コロナウイルスの影響もあり、休業要請等で十分な収入が得られない。そのため、転職を希望。</li> <li>・父、母と同居しているが、経済的不安があり、自身の収入で世帯を支えたい気持ちが強い。</li> </ul>		
就労支援担当者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験同行</li> <li>・面談</li> </ul>		
支援経過	<p>【R4.1.14 見学実施】 施設見学実施。本人の口から、体験希望がある。</p> <p>【R4.1.25～28 3日間体験実施】 13時～17時の時間で体験実施。体験に同行する。駐車場の清掃など、前職の経験を活かして慣れた手つきで行う様子あり。清掃用具に対するこだわり等はあるものの、施設で決められた用具を使って業務を遂行することができる。</p> <p>【R4.2.22 面談実施】 障害者就業・生活支援センターでの面談を実施。経済的な面での不安など現在の状況を聞く。</p> <p>【R4.3.15 採用面接実施】 採用面接実施。4/1から週5日4時間勤務で、就労開始となる。</p>		

## 子ども食堂実績 令和3年度

当法人の子ども食堂は、孤食の防止、閉じこもり・地域での孤立の解消を目的に平成30年7月から開始しております。対象は原則幼児～中学生としています。令和3年度は新型コロナ禍の影響で、フードパントリー（食料配布）を中心に実施しています。

	未就学	小学低学年 (1～3年生)	小学高学年 (4～6年生)	中学生	合計	主なメニュー
4/14(水)	0	1	7	3	11	和牛と玉ねぎの炒め物
5/12(水)	8	12	8	1	29	レトルトカレー
6/9(水)	13	14	15	0	42	ポケモンカレー
7/14(水)	13	16	8	1	38	レトルトシチュー
8/18(水)	16	17	6	1	40	レトルトカレー
9/8(水)	11	14	10	3	38	インスタントラーメン
10/13(水)	18	35	8	2	63	名古屋コーチンの照り焼き
11/10(水)	20	29	7	1	57	から揚げ、豚汁
12/22(水)	26	26	11	0	63	フライドチキン
1/12(火)	23	25	10	1	59	カレーライス
2/9(水)	20	26	12	3	61	インスタントラーメン
3/23(水)	24	24	11	1	60	動物パン、たい焼き



- ・新型コロナの為、幾つか開催方法を変更しながら実施しています。
- ・具体的には①食堂内での飲食のみ（4月）②食堂内での飲食かテイクアウトを参加者が選ぶことができる（10月、11月、12月）③フードパントリー（食料配布）のみ（その他の月）としました。開催方法については、その時の新型コロナのまん延状況を鑑み判断しました。
- ・フードパントリーは、食中毒防止の観点からレトルト食品を使用することもありました。また、ボランティアさんにご協力いただきお弁当をつくることもありました。
- ・食材は、当法人で用意するものもありますが、ありがたいことに様々な関係機関からいただいています。寄付等も活用しています。
- ・参加人数は、4月当初こそ11名でしたが、10月以降が60名程度の子どもたちが参加してくれています。
- ・参加者が増えた原因は、①フードパントリーの為気軽に参加しやすい②参加者のお母さんたちのクチコミ が考えられます。
- ・運営にあたっては、通常開催の際は平均7名のボランティアさんが参加してくれています。本当に助かっています。

### 1.社会貢献事業推進委員会

事業の推進にあたり、各施設から選任された社会貢献事業推進員等が参加し、事業全般に関する協議・意見交換を行った。新型コロナまん延防止、職員の業務効率を上げる観点からR3年度は全てオンラインでの開催とした。

開催日	主な議題内容
R3.5.21	子ども食堂について
R3.7.15	生活困窮者相談支援事業について
R3.10.5	就労支援事業について
R4.2.21	社会貢献事業事例集について 新たな社会貢献事業の開発に関して 事業計画について

### 2.コミュニティーソーシャルワーカーに対する研修

事業を担当するコミュニティーソーシャルワーカーのスキルアップを図るため、下記の研修を実施した。

開催日	講義内容	講師
R3.11.19 R3.11.25 いずれか	「事例を通じ、社会保障制度を学ぶ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋市子ども・若者総合相談センター 小野様</li> <li>・名古屋仕事・暮らし自立サポートセンター金山 佐藤様</li> <li>・社会貢献事業推進室 横井</li> </ul>

### 3.研修

社会貢献事業推進室職員のスキルアップを図るため、以下の研修会・セミナーに参加した。

開催日	内容	主催者
R3.8.30	精神・発達障害仕事サポーター養成講座	愛知労働局職業対策課
R3.9.28	第1回企業における障がい者支援担当者の交流会	尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ
R3.11.2	生きづらさを抱えた若者への相互研修	公益社団法人名古屋中法人会
R3.11.9	国際社会福祉協議会 北東アジア（NEA）地域会議	国際社会福祉協議会
R3.11.17	職業適応援助者研修修了者サポート研修	愛知障害者職業センター
R3.12.9	新時代の人材育成を考える	岐阜若者サポートステーション
R3.12.14	子ども食堂連絡会	名古屋市社会福祉協議会
R4.2.3	障害者雇用促進トップセミナー	愛知労働局就業促進課
R4.2.16	職業適応援助者研修修了者サポート研修	愛知障害者職業センター
R4.2.23	草の根ささえあいプロジェクト設立10年イベント	一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト
R4.2.25	第2回企業における障がい者支援担当者の交流会	尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ
R4.3.4	子ども食堂フォーラム	名古屋市社会福祉協議会

#### 4.就職フェア

就労支援事業の一環で、就職に何らかのハンデのある方々が参加する就職フェアに参加し、就職への足掛かりを支援している。

開催日	名称	主催者
R3.9.10	ひとり親家庭のあなたを応援します！就職フェア 2021	ジョイナス.ナゴヤ
R3.10.22	百聞は一見に如かず仕事フェア 2021	岐阜若者サポートステーション

#### 5.寄付の受け入れ

子ども食堂、困窮者支援をする中で、関係団体・地域の方々等からたくさんの寄付・助成をいただいた。一部を抜粋する。

No.	寄付者（順不同）	寄付内容
1	JA 全農	和牛、お米、玉ねぎ等
2	ポケモン子ども食堂応援事務局	自由帳、鉛筆、ポケモンカレー等
3	あいち子ども食堂ネットワーク	40,000 円、お米、から揚げ等
4	愛知子ども応援プロジェクト	お惣菜、お米、マクドナルド商品券等
5	ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業	くまもんハンバーグ、お菓子等
6	全国子ども食堂支援センター むすびえ	ミニオングッズ等
7	愛知県社会福祉協議会 地域公益取組事業助成	100,000 円
8	地域住民の方々	寄付金、お野菜、お菓子等

#### 6.社会貢献事業の推進

①関係機関からの依頼を受け、社会貢献事業推進室職員の専門性を活かした講義等を行った。

開催日	内容	依頼元
R3.8.17,19	地域貢献事業におけるソーシャルワーク	東雲女子大学
R3.10.4,11,18,25	在宅看護論	尾北看護専門学校
R3.10.19	子ども食堂支援者及び開設準備研修会	愛知県社会福祉協議会
R3.11.2	介護初任者研修（介護保険制度、自立に向けた介護）	サンサン研修センター
R4.1.5	介護初任者研修（障害の理解）	サンサン研修センター

②事業を関係機関に周知するために年 4 回「社会貢献事業推進委員会だより」を作成した。次ページ以降に R3 年度分を掲載する。良かったら、ご覧ください。



## 事例報告～生活困窮者相談支援事業～



写真はイメージです。

### 【事例】 自営業を廃業し、困窮した女性

世帯：本人50代女性 単身世帯

「名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター」からの紹介。

【課題①】R3年1月に経営不振を理由に自営業を廃業。それから路上で急に倒れる、「生きていても仕方がない、死にたい」等身体、精神面の不調が出現。お金がないので受診はできていない。

【課題②】R3年8月からハローワークの指示により職業訓練を受講することになったがそこまでの交通費がない状態。

【対応】新型コロナによる困窮ではなく、既存の制度には該当しないと判断し、受診費用と職業訓練学校までの定期代 合計約2万円を支援を実施。

本人、体調が回復していき、自信を取り戻すことができました。



## ～就労支援～

### 精神・発達障害仕事サポーターになりました

愛知労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を受講してきました。社会福祉法人サン・ビジョンでは、障害者雇用にて、たくさんの方が法人内の施設で活躍しています。障害の特性や同じ職場の仲間としての日常的な配慮のポイント、障害についての正しい知識と理解を持って、見守り、支援することを学ぶことができました。障害の有無に関係なく誰もが安心して活躍できる職場づくりを今後も目指していきたいと思います。



温かく見守る「応援者」です。

## ～子ども食堂～

新型コロナの影響で、なかなか通常開催ができない状況ですのでフードパントリーを行っています。

6月から開始している「ポケモンシールラリー」や「名東ロータリークラブ」「つなぐ子ども未来」等々からたくさんのご寄付いただき、活用させていただいています。通常開催では出会えなかったかもしれないたくさんのお子様達に喜んでもらっています。



いただいた「ピカイチラーメン」セット

## 連絡先

ホームページもあります。ご覧ください。

サン・ビジョン 社会貢献

検索



社会福祉法人 サン・ビジョン  
社会貢献事業推進室（横井・瀬木）  
TEL 052-856-3311



## 事例報告～就労支援事業～



写真はイメージです。

### 【事例】 体験を経て介護職として採用

「若者サポートステーション」からの紹介。  
20代女性。学生時代の体験から自分になかなか自信が持てない。その為、短期間のバイト等はあるが1年以上同じ職場で働いたことがない。

祖母と同居していることから介護に興味があり「若者サポートステーション」を通じて当法人に体験就労の依頼。

デイサービスや特養等いくつかの事業所を数日間体験。最終日に振り返りを行い、「体験で少し自信を持つことができた」と就労を希望された。面接の結果、合格となる。

現在、介護職として勤務し、徐々に独り立ちをしている。

今後の活躍が期待されます。



## ～生活困窮者相談支援事業～

### 半年以上電気・ガス代を滞納している母子家庭

#### 【現状】

小学生の子どもがいる母子家庭。自営業を営んでいたが、新型コロナウイルスの影響により収入が著しく減少。

R3年2月から電気・ガス代を滞納。学校給食のお金も払うことができていない。家賃2ヵ月滞納もあり、市役所に相談にいったがきついことを言われ対応してもらえなかった。

本人「家賃が約6万円と高額なので生活保護の対象にはならない。どうしたらいいか」と。

#### 【対応】

本人の話を傾聴。家賃が高額であっても生活保護の対象になる可能性があることを説明。一人ではなく、生活保護窓口と一緒に行き申請。生活保護も事情を理解され受理される。



写真はイメージです。

## ～子ども食堂～

新型コロナ禍の少し落ち着いてきたので、10月から通常開催を行いました。食堂内での飲食かテイクアウトを選べる形で実施したところ、10月は45人、11月は57人が参加されました。

12月はクリスマス会を開催予定です。プレゼントを用意し、子どもたちが喜んでくれることを楽しみにしています。



「丸与商店」さんから「から揚げ」を頂きました。

## 連絡先

ホームページもあります。  
ご覧ください。

サン・ビジョン 社会貢献

検索



社会福祉法人 サン・ビジョン  
社会貢献事業推進室（横井・瀬木）  
TEL 052-856-3311





## 事例報告～生活困窮者相談支援事業～



写真はイメージです。

### ～携帯料金滞納により求職活動ができない～

「名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター」からの紹介。

障害者手帳は所持していないが、知的障害が疑われる男性。昨年、人間関係を理由に退職。所持金が尽き友人から食料支援を受けている。緊急小口、総合支援資金が受給済み。料金滞納により携帯電話は使用できなくなっている。

休職活動には前向きでハローワークに行くが、コロナの影響や知的能力が低い為、うまくいかない。それだけでなく、連絡先がないことを理由に求人票が発行してもらえないことが分かる。

自立をするためには仕事が必要と判断し、携帯電話滞納料金約1万円を経済的支援。それを励みに求職活動をより懸命に行っています。

関係機関と連携を行い、一緒に支援法人を考えました。



## 事例報告～就労支援事業～

障害者支援機関からの紹介。軽度の知的障害（障害者職業センターでは職業重度の判定を受けている）がある男性。

1週間の体験を経て当法人で就労開始。入所施設にて、介助員として施設館内の清掃業務をしている。コロナ禍で、日々想定外の業務を任せられることもあるが、同じ介助員の職員とコミュニケーションを取りながら、業務の遂行ができています。

始めは使用道具や場所、何を質問すればいいのかなど戸惑いもあったが、紹介元の障害者支援機関の手厚い支援もあり、今は施設に馴染むことができています。また、本人の強みである明るさで職場内の雰囲気をよくしてくれている。



写真はイメージです。

## ～子ども食堂～

新型コロナの第6波が大変な状況にありますが、毎月なんらかの形で子ども食堂は実施しています。昨年の12月は「食堂内で食べる」「テイクアウト」を選べるように開催し約60名の子どもたちが参加してくれました。

メニューは「フライドチキン」「シチュー」で子どもたちも「おいしい」と大変好評でした。

コロナに負けず、今後も子どもの笑顔のために頑張っていきます。



クリスマスっぽいですね？

## 連絡先

ホームページもあります。ご覧ください。

サン・ビジョン 社会貢献

検索



社会福祉法人 サン・ビジョン  
社会貢献事業推進室（横井・瀬木）  
TEL 052-856-3311



## 社会福祉法人サン・ビジョン

社会貢献事業推進委員会

〒461-0004 名古屋市東区葵 3-25-23

TEL : 052-856-3311 FAX : 052-856-3355

令和4年(2022年)8月発行